

(総 則)

- 第 1 条 発注者は、前記警備対象並びにこれに付随する物件の警備（以下「本警備業務」という。）について受注者に委託し、受注者はこれを受託する。
- 2 警備対象の内容については、別に定める警備仕様書によるものとする。
- 3 受注者は、本警備業務を別紙仕様書又は発注者の指定する職員と協議のもとに善良な管理者の注意をもって信義に従い、誠実に履行する。
- 4 受注者又は受注者の従業員は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、この契約の期間中にこの契約における消費税及び地方消費税の額の算出に用いた消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合は、特段の契約変更手続を行うことなく、消費税及び地方消費税の額を再計算し、これを税抜価格に加えた額を委託金額とする。
- 第 2 条 発注者が受注者の業務提供の対価として支払う委託金額の月額は、別紙内訳書の通りとし、警備完了後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払う。ただし、1カ月に満たない委託金額については、実績日割計算とする。
- 2 上記委託金額には次のものを含む。
- (1) 警備装置及び保守点検料
- (2) 雇用責任者保険及び第三者賠償責任保険に関する費用
- 3 発注者は、受注者の事由により業務を実施しない日があった場合には、実績日割計算により委託金額を控除することができる。
- 4 発注者は、第1項に規定する期間内に委託金額を支払わないときは、受注者に対し、遅延日数に応じ、その支払金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところによる割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。
- 第 3 条 受注者は、第三者に本契約から生じる権利義務を譲渡・承継させたり、担保に供したりしてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 第 4 条 受注者は、この契約について本警備業務の全部又は主要な部分を一括して第三

者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

第 5 条 受注者又は受注者の従業員が、本警備業務実施中に故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者は下記金額を限度として賠償の責に任ずる。

身体上の損害及び財物上の損害を合わせて1事故金10億円。

2 前項に規定する場合、発注者はその事実を知った日から14日以内に受注者に書面をもって通知する。

3 受注者又は受注者の従業員が、本警備業務の実施若しくはそれに関連し、故意又は過失等により自らの人体・生命又は財産上の損害を生じたときは、すべて受注者とその責任を負う。ただし、発注者の責に帰すべき事由の損害については、この限りではない。

第 6 条 本契約履行上当然必要な警備装置等は、発注者の指示により受注者の負担において設置し、発注者に貸与し、受注者の専有に属する。

2 施工又は補修工事完了後において、警備対象物件の増改築・移転・移設等により、警備装置の付加が生じた場合は事前に受注者に通知するものとし、当該工事費は発注者が負担する。

3 発注者に設置した警備装置等の工事配線について、その耐用期間を経過し、本警備業務遂行に支障があるときには、受注者により配線取替工事を行うものとし、当該工事費は受注者の負担とする。

4 本契約終了時においては、警備装置の撤去に要する費用は受注者の負担とする。

5 発注者の責に帰すべき事由により、警備装置を破損した場合又は発注者の都合により警備装置を撤去する場合の費用は、発注者の負担とする。

第 7 条 発注者は必要と認めるときは、受注者に委託した本警備業務について、随時報告せしめ、必要な資料を提出させ、若しくは必要な指示をすることができる。

第 8 条 受注者は天災地変等、やむを得ない事由により機械警備が実施できなくなったときは、発注者の承認を得て他の警備方法により実施するものとし、一時多発の状況のときは、発注者・受注者さらに協議する。

第 9 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、本警備業務に着手すべき期日を過ぎても本警備業務に着手しないとき。

(2) 指定期日以内に本警備業務を終了しないとき、又は指定期日後相当の期間内に本警備業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

第 9 条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が本警備業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第12条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (12) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の警備業の認定その他警備業を営むために必要とされる資格等を取り消された場合

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

第11条 発注者は必要あるときは、受注者と協議のうえ本契約の内容を変更し、又は履行を中止し、若しくは解除することができる。

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 前条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 前条の規定により、発注者が履行を一時中止させた場合、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の2分の1以上に及ぶとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって受注者が本警備業務を完了することが不可能となったとき。

第13条 発注者は、契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する代金相当額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第9条、第9条の2又は第10条第1項若しくは第2項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第11条又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第14条 受注者は、第9条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発

注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第9条の2第11号のうち、受注者に対して刑法第198条に規定する刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第15条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第16条 本警備業務を遂行するために必要な警備上の権限は、発注者が受注者に付与し、かつ警備に関する運営並びに指揮の権限は受注者が有する。

第17条 受注者は、この契約条項のほか、国立市契約事務規則を遵守する。

第18条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。

第19条 受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。なお、受注者は、その運転者に対して、アイドリング・ストップを行うよう適切な措置を講じなければならない。

第20条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第21条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約確定日より効力を有するものとする。

第22条 発注者及び受注者は、本契約（仕様書を含む。）の解釈に疑義の生じた場合及び本契約（仕様書を含む。）に定めなき事項については、発注者・受注者誠意をもって協議する。